

令和3年度 第1回横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日時	令和3年5月14日(金) 18時00分～19時00分
開催場所	神奈川区役所本館2階中会議室
出席者	加藤委員、亀山委員、備前委員、宮嶋委員、柳澤委員 (計5名)
欠席者	なし
開催形態	公開・一部非公開(傍聴者4名)
議題	1 指定管理者選定委員会について 2 指定管理者公募要項等について
審議結果	<p>(傍聴者は3名の募集であったが、ソーシャルディスタンスを維持できる会議室内配置が可能と判断されたため、4名の応募者全員を傍聴可とした)</p> <p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>(1) 委員会の位置づけについて 「横浜市スポーツ施設条例」及び「横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される委員会であることを事務局より説明。</p> <p>(2) 委員長の選出について 備前委員を委員長に選任。委員長の職務代理者は加藤委員とする。</p> <p>(3) 委員会の内容の公開について 第1回委員会は、議題2以降非公開とする。また、第2回委員会について面接審査終了後の議論について、非公開とする。(本件承認決議後、傍聴者退席)</p> <p>2 指定管理者公募要項等について</p> <p>(1) 公募要項等の概要について</p> <p>(委員) 指定管理者が行う業務として「用具貸出業務」があるが、「市民に親しまれる施設」として非常に重要な業務と考える。この用具の調達には市・指定管理者いずれの負担か。また、この点が応募者にとってわかりやすく示された記述はあるか。</p> <p>(事務局) 用具の調達・整備に関する費用は指定管理料に含めてお支払いする。応募団体にはこの点を加味したご提案をお願いしたいと考えている。具体的には「業務の基準」のP15やP20に記載している。</p> <p>(委員) 自主事業収入の項目に「飲食事業収入」とあるが、何を想定しているか。また、障がい者団体の作ったお菓子やパン等の販売は可能なのか。</p> <p>(事務局) 「飲食事業も可能」という意味であり、個別具体的なことは要項の文言上では規定していない。なお現在、障がい者団体による物販スペースを目的外使用により設置している実績がある。</p> <p>(委員) 指定管理者と市の間で、備品の所有権はどのように決まっているか。</p> <p>(事務局) 指定管理者に「物品管理簿」を作成していただき、その中で指定管理者及び市への帰属を明確に区分して管理している。備品の帰属は指定管理者と市で協議のうえ決める。</p> <p style="text-align: right;">※次ページあり</p>

	<p>(補足:現状は指定管理料から購入した物品については市と協議のうえ、市に寄附手続をいただくことで市に帰属としている)</p> <p>公募要項等について、原案承認</p> <p>(2) 選定スケジュールについて</p> <p>(委 員) 複数の選定委員会を兼任しているため、選定委員会同士の間隔に配慮いただきたい。</p> <p>(事務局) できるだけ配慮したい。</p> <p>選定スケジュールについて、原案承認</p> <p>(3) 評価基準項目について</p> <p>(委 員) 応募団体名をブラインド化しての評価について、団体名を消すだけで団体が特定できなくなるものだろうか。応募書類を読めばわかってしまいそうだが。</p> <p>(事務局) ブラインド化の目的は、(団体名を明示した場合にその団体名からの)イメージに引きずられた評価となる可能性の低減と考えており、ご了解いただきたい。</p> <p>(委 員) 評価項目で一番気になるのは、新型コロナウイルス感染症に対する取り組みである。利用料金収入減への対応は、現指定管理者は非常に苦労していると思う。このような状況でどのような提案が応募団体からなされるか、我々が審査するうえで非常に重要な分岐点となると考える。</p> <p>評価基準項目について、原案承認</p>
<p>配布資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 配布資料</p> <p>(1) 公募要項案</p> <p>(2) 評価基準項目案</p> <p>(3) 応募関係書類案</p> <p>(4) 業務の基準案</p> <p>(5) 関係法令 (条例・条例施行規則・選定委員会運営要綱 等)</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、令和3年7月下旬から8月中旬に開催予定</p>